

## 草加市立中央図書館公衆無線 LAN 利用規約

令和 2 年 7 月 3 1 日  
中央図書館長決裁  
一部改正 令和 7 年 2 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規約は、草加市立中央図書館（以下「図書館」という。）の利用者の情報探索、情報収集を一層支援するために図書館が整備した無線によるインターネット接続環境（公衆無線 LAN）を提供するサービス（以下「サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公衆無線 LAN 管理責任者)

- 第 2 条 サービスの適正な管理を行うため、無線 LAN 管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
- 2 管理責任者は、草加市立中央図書館長をもって充てる。
  - 3 管理責任者は、サービスの適切な利用を図るため、情報セキュリティの注意喚起及び利用の認証等の必要な措置を実施するものとする。

### (サービスの内容)

第 3 条 サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、サービスを利用して、利用者が持参した無線 LAN 機能を搭載したパソコン等の通信端末（以下「通信端末」という。）をインターネットに接続することができる。

### (利用場所)

第 4 条 サービスの利用場所は、3 階一般室とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、サービス利用場所を変更することができるものとする。

### (利用者の資格)

第 5 条 利用者の資格は個人に限るものとし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

### (サービスの利用)

- 第 6 条 本サービスの利用は、本規約に同意した利用者に対して認めるものとする。
- 2 利用者は、サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成 1

- 1 年法律第 128 号) その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 3 サービスを利用するための通信端末は、利用者が準備するものとする。
  - 4 サービスを利用するための通信端末等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
  - 5 サービスへ接続する通信端末のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。
  - 6 サービスの利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。
  - 7 サービスの利用料金は無料とする。

(利用の停止・取消)

第 7 条 管理責任者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止する又は取り消すことができる。

- (1) 第 8 条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と管理責任者が判断した場合
- (4) 第 4 条第 1 項に規定するサービス利用場所以外の場所においてサービスを利用した場合

(禁止事項)

第 8 条 利用者は、サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者もしくは図書館の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者もしくは図書館の財産又はプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 上記のほか、第三者もしくは図書館に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はそれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教布教又は政治活動に関する行為
- (9) ゲーム・遊興等公共の施設では相応しくない行為
- (10) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、サービスを通じて、又はサービスを関連して使用、もしくは提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不

特定多数の大量のメールを送信する行為

(13) 大容量のダウンロードやファイル共有ソフトウェアの使用等、著しく大量なデータを通信する行為

(14) その他、法令に違反、もしくは違反するおそれのある行為又は管理責任者が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって図書館、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、利用後であっても、すべての法的責任を負うものとし、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 管理責任者は、次のいずれかに該当する場合、サービスの運用を中止できるものとする。

(1) サービスのシステム保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、サービスの運用が通常通りできなくなった場合

(3) サービスに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他、管理責任者が、サービスの運用上、一時的なサービスの中断が必要と判断した場合

2 サービスの運用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても理由を問わず、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

(免責等)

第10条 図書館は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その安全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 図書館は、サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止、サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報消失、利用者コンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他サービスに関連して発生した利用者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 通信端末の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、図書館は、一切の責任を負わないものとする。

5 利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、図書館は一切の責任を負わないものとする。

6 管理責任者は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録及び閲覧し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(本規約の変更)

第11条 図書館は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、サービスの利用について必要な事項は、草加市立中央図書館長が別に定める。

附 則

この規約は令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規約は令和7年2月1日から施行する。